

国立大学法人 東京大学 柏キャンパス 高圧ガスボンベ利用内規

平成18年 5月16日 制定
平成18年 7月 1日 施行
柏地区衛生委員会 承認
柏地区安全衛生管理室会議 承認

1. 利用者

利用者は、次の各号に掲げる者であって、柏キャンパスにおいて高圧ガスボンベの利用を希望し、かつ、物性研究所低温液化室（以下「液化室」という。）が主催する指定講習会を受講したものに限る。

- (1) 教職員及び学生
- (2) ポスドク等研究者
- (3) 共同利用研究者
- (4) その他柏地区安全衛生管理室長又は液化室が認めた者

2. 利用の詳細

- (1) 新規利用者登録
 - ・ 初めて利用する場合は、所定の用紙にて使用者登録(研究室等の単位)を行うこと。
- (2) 利用方法
 - ・ 別途定める方法にて貸出を行う。なお、貸出・返却は係員立ち会いのもとに行う。
- (3) 利用時間
 - ・ 土、日、祝日、液化室員不在時を除く 9:00～17:00 とする。
- (4) 利用期間
 - ・ ボンベの利用期間は貸出日から1年間とする。
 - ・ 入札等により納入業者の変更があった場合、変更日以前に貸出したボンベについては、変更日から6ヶ月以内に返却すること。（納入業者の変更は、通常4月1日となるので、それ以前に借りたボンベはどんなに遅くとも、同年9月30日が最終返却期限となる。）
 - ・ なお、返却時にガスが残っていても、ボンベは返却すること。
- (5) ボンベの運搬
 - ・ 原則として利用者がボンベの運搬を行う。
 - ・ ボンベを運搬するのに台車がない場合には台車を貸出すが、使用後速やかに液化室まで返却すること。
- (6) その他
 - ・ 詳細については「物性研低温液化室ホームページ」をよく読み、所定の事項を遵守すること。

3. 利用料金等

- (1) 高圧ガスボンベは実費を利用者が負担するものとする。
- (2) 高圧ガスボンベの利用料金は、原則として月毎に取りまとめのうえ、研究室等の運営費交付金から徴収する。また、高圧ガスボンベ利用明細を研究室に配付する。
- (3) その他、何らかの経費がかかった場合は実費を徴収する。

4. 利用責任

高圧ガスボンベを使用するときは担当教員、実験室責任者等の責任のもとに行うこと。

5. 協議

上記の取り決めで不都合な点があった場合には液化室と協議するものとする。

附 則

この内規は、平成18年7月1日から施行する。